平成２１年（フ）第４４４号
福岡県小郡市小郡1317番地１　604号室、旧住所福岡県小郡市大保1203番地１　301号室
破産者　平田　　泉
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２８６号
熊本県合志市豊岡2054番地32
破産者　日置美代子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１１号
熊本県八代市萩原町１丁目３番８号
破産者　坂本　一郎
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１１５号
熊本県水俣市多々良町４番24号
破産者　原田　篤夫
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第３１８号
宮崎市佐土原町下田島11709番地
破産者　落合　文子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４１号
宮崎市新別府町麓407番地14　フモト・ブラッサムⅢ105号、前住所宮崎市大字芳士322番地２
破産者　等々力誠一
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７４号
宮崎市吉村町下り松甲2415番地６
破産者　竹田　洋己
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２１号
宮崎市神宮東１丁目１番18号
破産者　杉尾　太志
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２２号
宮崎市大字島之内7338番地49
破産者　岩切　　涼
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１２６号
長野県飯田市上郷別府2326番地　東陽企業アパートＡ号、開始決定時の住所長野県飯田市常盤町12番地
破産者　縄田　英夫
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第１９１号
山梨県南巨摩郡増穂町青柳町1528番地の３
破産者　小林　千春（旧姓深沢）
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
長野市若穂保科2871番地１
破産者　星沢　恵一
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
静岡県島田市中溝町2581番地の２
破産者　清水　里子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３号
静岡県島田市中溝町2581番地の２
破産者　清水　剛一
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６号
静岡市駿河区八幡５丁目11番15―203号、前住所静岡市葵区六番町４番地の７
破産者　松永　博樹
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３９号
静岡市葵区瀬名中央１丁目10番12号　フォーブルアサヒ205号、前住所静岡市駿河区東新田４丁目14番23号
破産者　大澤　　守
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６１号
愛知県宝飯郡小坂井町大字伊奈字新屋214番地６、開始決定時の住所愛知県宝飯郡小坂井町大字伊奈字新屋138番地51
破産者　岩井　康行
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第１５６号
三重県伊賀市上神戸3529番地の47
破産者　森　　嘉之
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部